

大園小学校PTA会則（細則）

第一章 事 業

第4条の事業を円滑に行うために、本校のPTA会員は可能な範囲でボランティア活動を行う。また、本校のPTA会員は「大園ガーディアンズ」という組織の一員として、子どもたちの安全対策につとめる。更に、年1回交通安全立哨活動（春または秋）に協力する。

第二章 役 員

1 第5条 役員に関すること

- （1）会員は役員、委員となる等の権利を持つ。
- （2）会長・副会長・総務・会計を2年間連続で務めた者は、将来就学予定児童分まで含め（1）の役員就任が免除となる。また、1年間務めた者は、在学中の当該児童1人の役員就任が免除となる。なお、活動を限定して務めた者については、各専門委員会を1年間務めたものとする。
- （3）会長においては、1年間務めた場合は、在学中の児童2人分の役員就任が免除となる。

2 第6条 選出に関すること

- （1）選出方法は、立候補を基本とする。
- （2）役員は執行部が選出とするが、必要人数に満たない場合は、理事会で他の方法を検討し 選出する。

3 第8条 学級委員及び各専門委員任務に関すること

（1）学級委員

- ① 学年、学級の年間行事計画策定（親子レクリエーション、学級懇談会－教職員協働）
- ② 学年主任のクラスの学級委員は、当該学年の連絡係とする
- ③ 校区内巡視
- ④ 研修会及び評議委員会・学校保健委員会出席

（2）専門委員

広報担当

- ① 年2～3回の広報誌「かいずか」の企画、作成、発行、配付
- ② 研修会及び評議委員会・学校保健委員会出席

保健体育担当

- ① 学校保健委員会の運営及び講演会開催（教職員協働）
- ② 「保健だより」発行
- ③ 研修会及び評議委員会・学校保健委員会出席

校外安全担当

- ① 「交通安全母の会」活動への参加ほか
- ② 交通安全立哨当番の準備など（春・秋）
- ③ 「校外安全だより」発行
- ④ 校舎周辺環境整備
- ⑤ 研修会及び評議委員会・学校保健委員会出席

(3) 地域委員

- ① 子どもを守る啓発パレードへの参加
- ② 危険箇所見回り
- ③ 育成協などの地域行事補助（滑石ふれあい秋祭り等）
- ④ 評議委員会・学校保健委員会出席

4 上記3（1）～（3）に関し、学校側との円滑な連携のため、校長はじめ職員は、各委員会を支援するものとする。

5 活動費及び旅費等規定

(1) 活動費

親子レクリエーション、学級親睦等、多くの会員や児童が参加する場に使用する前提で、学級費として、350円／年間・児童1人を予算化し執行する。また、同上前提において、特別支援学級費として、350円／年間・児童1人を予算化し執行する。

但し、全体予算状況により変動はありうるものとする。

(2) 旅費

校外、校区外での会議等へ出席する場合、「大園小学校前」バス停を起点とした往復バス代を支給する。

目的地が遠方（県内外）となる場合は、公共の交通機関の利用に基づき、交通費を算出し支給する。その際、目的地に応じた合理的な移動手段（JR、場合によっては航空機利用）も認める。

(3) その他の費用

各委員会活動等において、理事が合理的と認めた費用は、実費を支給する。

6 役員報酬規定

(1) 役員報酬

各役員には、役員就任に伴う個人支出費用（通信費等）を含め、以下を原則として各年度末に支給する。

役 職	年間役員報酬（通信費を含む）
会 長	¥20000
副会長	¥12000
総 務	¥12000
会 計	¥10000
学級委員	¥2000
専門委員	¥2000
地域委員	¥2000
会計監査委員	¥1000

（令和6年5月実施）

(2) 上表の報酬額はこれを上限とし、以下の通り理事会判断で削減するものとする。

- ① 予算状況（児童数変動）により削減する。
- ② 年間活動への参加状況及び活動状況によっては削減する。
- ③ やむなく年度途中で就・退任した場合は、就任期間を考慮し支給する。

（令和3年5月実施）